



# きいゆう暮らし応援事業補助金



## 空き家利活用助成

【移住者限定・上限100万円版】

### 補助対象者

- ・ 市外からの移住者で、空き家を持っている人、またはこれから購入予定の人。
- ・ 市外からの移住者で、空き家を借りてリフォームする予定の人。



### 補助対象住宅

- ・ 現行の耐震基準に適合(確認済証交付年月日が昭和56年6月1日以降の確認証の交付があるもの)していることを証明できる住宅、または補助対象事業完了後、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できる住宅。
- ・ 上記のうち、1年以上空き家になっている専用住宅、併用住宅(住宅部分のみ)、区分所有されたマンションや長屋住宅のうち、個人が所有している建物。

### 補助条件

- ・ 工事着手前に必ず申請すること。
- ・ リフォームした住宅へ10年以上定住すること。
- ・ リフォーム工事費が20万円(消費税込み)以上であること。
- ・ 桐生市内の業者による施行工事であること。
- ・ 補助を受ける人の世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- ・ 補助を受ける人及びリフォームした住宅に住む人全員が暴力団員ではないこと。

### 補助金額

上限100万円(補助対象経費の3分の2以内)

### 補助金交付申請の流れ

- ① 交付申請書提出
- ② 交付決定通知
- ③ 工事着工→工事完了
- ④ 完了報告書提出
- ⑤ 補助金額の確定通知
- ⑥ 補助金の請求書提出→指定口座へ振込



事前のご相談をおすすめします

- ※注1 必ず工事着工前に交付申請してください。着工してしまうと補助対象となりません。
- ※注2 交付決定後、2か月以内に工事に着手してください。2か月を過ぎると交付決定が取り消しとなる場合があります。
- ※注3 工事内容に10%以上の減額変更があった場合や工事を中止する場合は、必ず変更承認申請書(様式第4号)または中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※注4 完了報告書の提出は、工事完了後1か月以内もしくは当該年度の12月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

## 交付申請に必要な書類

	項目	様式
必須	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	様式第1号
	<input type="checkbox"/> 補助対象者世帯全員の住民票	任意様式
	<input type="checkbox"/> 補助対象物件の登記簿謄本(未登記物件の場合は評価証明書)	任意様式
	<input type="checkbox"/> 改修工事の見積書及び明細書	任意様式
	<input type="checkbox"/> 補助対象物件の位置図及び改修場所の分かる図面	任意様式
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の市税の完納証明書(発行後1か月以内・中学生以下は省略)	任意様式
	<input type="checkbox"/> 定住確約書(リフォーム後の住宅に住む人の必要があります)	様式第1号の2
必要に応じて添付	<input type="checkbox"/> 空き家等の期間が分かる証明書、または空き家であることの確約書	様式第1号の3
	<input type="checkbox"/> 補助金申請承諾書(共有の場合)	様式第1号の4
	<input type="checkbox"/> 補助金申請承諾書(未相続の場合)	様式第1号の5
	<input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書(予定がある場合)	任意様式
	<input type="checkbox"/> 土地・建物所有者同意書(土地の所有者が違う場合又は空き家を借りる場合)	様式第1号の6
	<input type="checkbox"/> 補助金申請事務代行届(申請を業者などに代行してもらう場合)	様式第2号
	<input type="checkbox"/> 現行の耐震基準に適合していることを証明できるもの	任意様式
	<input type="checkbox"/> その他加算補助に関する書類(性能向上加算の場合は明細内訳)	任意様式

## ご注意

- きりゅう暮らし応援事業(住宅取得応援助成)との併用、および空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金(商工振興課)との併用は可能ですが、加算補助項目が同じ場合は先に申請した方のみの加算となります。
- 空き家利活用助成と住宅取得応援助成を併用する場合、空き家利活用助成を先に申請する必要がありますので、ご注意ください。
- 要綱の規程に違反した場合、補助金の返還を求める場合があります。